

東大和市職員の 市民協働の推進に関する指針

～「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を目指して～



平成27年2月
東大和市

1 基本方針の策定の目的

東大和市は、大正8年に、芋窪・蔵敷・奈良橋・高木・狭山・清水の6か村が合併し、「大和村」として誕生しました。その後は昭和29年に「大和町」、昭和45年10月には市制を施行し「東大和市」となり、現在に至っています。

この村から町、市への変遷において、市は市民とともにこの東大和のまちづくりを行ってきました。

平成27年2月1日現在の人口は86,115人で、平成23年度に実施した人口推計によると、今後しばらくは緩やかな増加が続くと見込まれています。

私たち職員は、ますます発展する私たちのまち「東大和」を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策をまとめた基本構想のもとに、市民が東大和市に住み続けたいと思い、そして、ここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼ぶにふさわしいまちを築き上げるため、今後も市民とまちづくりの役割分担をしながら、協働でまちづくりを行っていかねければなりません。

そのため、東大和市がめざす将来の都市像「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を実現するための具体的な施策を行うにあたり、全庁的に協働を推進するための第一歩として、職員の「協働」に対する「考え方」を共有し、さらに「協働」を推進させていくために本指針の作成に取り組みました。今後は、この考え方のもとに、職員の意識改革を図り、協働の実績を積み重ねながら、まちづくりの取組みを進めます。



2 基本構想と協働

平成13年12月に、まちづくりの基本方針として、平成14年度から平成33年度までを計画期間とする、東大和市の第二次基本構想（以下「基本構想」という）を策定しました。ここでは、この基本構想に一貫して流れているまちづくりの基本姿勢として、「市民生活の向上」「市民自治の確立」「市民文化の創造」を示しています。

そのうちの「市民自治の確立」は、「市民一人ひとりが、地域社会の一員として自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開」することとし、市民がまちづくりの主体となることを基本としています。

また、第四次基本計画（以下「基本計画」という）は、計画期間を平成25年度から平成33年度までとし、基本構想に示された将来の都市像及び基本目標の具体的な取り組みを推進するために、まちづくりの施策体系を構築し、施策ごとにめざす姿や成果指標等を定めています。

この基本計画の策定にあたっては、「市民と目標を共有し、協働してまちづくりに取り組むことができること」をめざし、各施策において、市民・地域・事業者・行政等の役割分担を示しています。

このように、基本構想の実現において、まちづくりにおける市民との協働が基本となっています。そのため、私たち職員は、それぞれの役割分担のもと、協働を推進していく必要性を、改めて認識する必要があります。

3 協働の定義

基本構想において、東大和市のめざす将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めています。

そのため、東大和市の協働は、「東大和市がめざす将来の都市像の実現のため、市民や行政など立場の異なる複数の主体がそれぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら主体的に活動すること」と定義します。

4 協働の主体

東大和市は、村や町の時代を経て現在に至るまで、多くの市民と共に「東大和」を育ててきました。長きにわたり実施されている「市民運動会」や「市民文化祭」なども市民の力が結集された成果であり、それらは、まちを活性化する重要な資源といえます。また地域の美化活動なども主体的な地域の力によるものであり、そのほか、NPO¹（特定非営利活動）などがそれぞれの専門性を活かした、主体的な活動を行っています。

市との主な協働の主体として、地域の公共的・公益的活動を行う市民、文化・スポーツ団体、NPO法人・ボランティア団体、自治会・マンション管理組合、公益法人・外郭団体²、企業・商店、老人クラブ、その他市民が委員を務める各種の委員会等などがあげられます。

本指針においては、それらを総称して「市民」といいます。

5 協働の基本姿勢

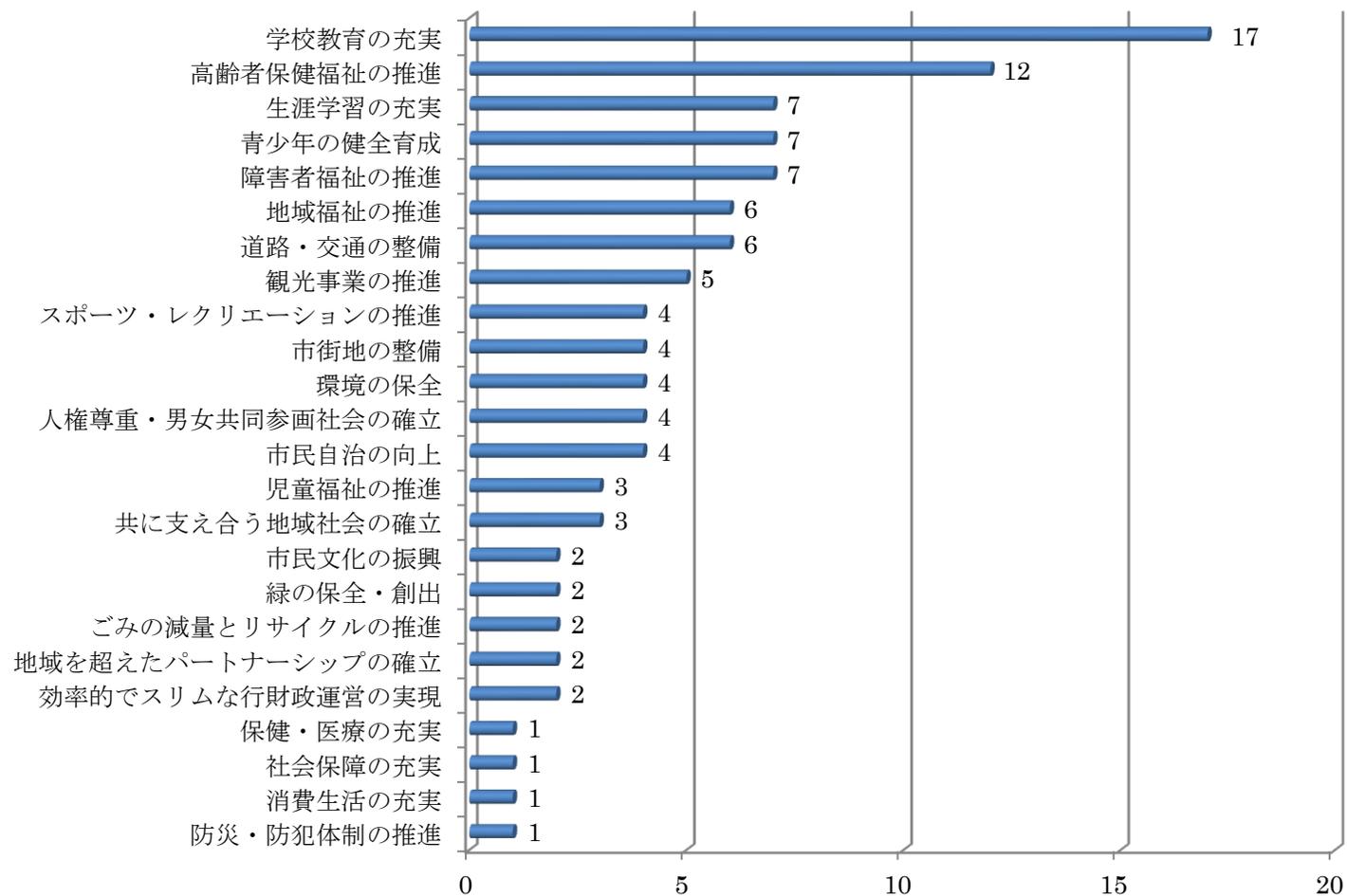
私たち職員が担う仕事は、都市像の実現のために寄与するものです。

これらのうち多くの事業は、それぞれの目標達成のために、すでに何らかの協働の手法により、市民と共に取り組まれています（平成26年5月調査実施）。

¹「NPO」とは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

²官公庁から出資・補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体の総称。出資関係等の法制度面のほか、事業・活動の内容及び人事等の実質的な運営面において主務官公庁との密接な関連性を共通して有しています。形態面では「特殊会社」、「財団法人」、「社団法人」、「独立行政法人」などがあります。

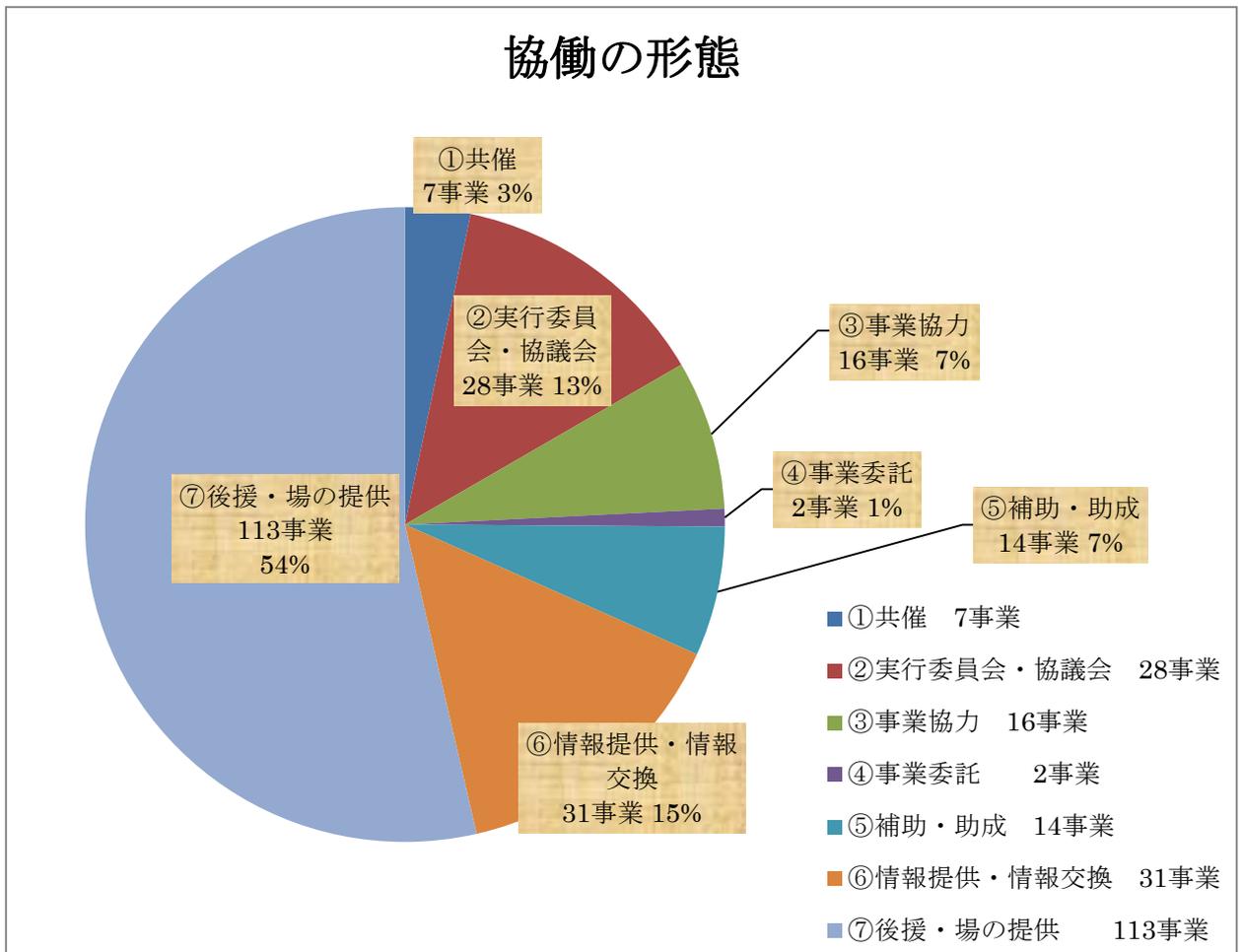
第四次基本計画の施策体系別における協働の取組数



■ 左記取組みの事例

「市長と語ろう会」(タウンミーティング)、事務事業評価における外部評価会議、東やまと産業まつり、うまかんべえ〜祭、放課後子ども教室、外国語通訳交流員派遣事業、男女共同参画情報誌の作成、東大和元気ゆうゆうライフin2013東大和、社会を明るくする運動主要事業、災害時要援護者対策事業、環境月間事業、狭山緑地雑木林の会への支援、緑のボランティア制度、廃棄物減量等推進審議会、都市マスタープラン改定懇談会、ちょこバスのあり方に関する懇談会、適正な道路の維持管理(清掃・除草・除雪)など

協働の形態



調査結果からも、特定の施策だけではなく、その事業内容に応じた協働の形態が取り入れられています。また形態は固定化されたものではなく、今後、その事業のめざす姿を実現するため、市民との広範な関わりの中で、更に適した協働の形態を選択していかねばなりません。

そのためにも、職員は協働に対する以下の4つの基本姿勢を持って、事業を行っていくこととします。



(1) 市民に対し、事業への参加や連携につながる適切な情報提供を行うこと。

市民が、市の事業へ参加したり、市と連携して事業を行うきっかけは、行政情報を知るところから始まります。

市が、情報を適切に提供することで、市民も地域の課題や公共的な問題に気づくことができます。

市は、市報をはじめ、市公式ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、市政情報コーナーなどを活用した情報発信、適切な情報提供を行います。

(2) 事業を行うにあたり、より多くの市民参加の機会を設けること。

市民参加の機会として、市民説明会、アンケート調査、ワークショップの実施や催事への参加などさまざまありますが、それらを効率よく適切に取り入れ、市民がより多くの事業に参加できる機会を設けることを心がけます。

(3) 事業を行うにあたり、より多くの市民との連携を図ること。

市は、事業を行うにあたり

- ・それぞれの役割と責任を果たしている市民と共に主催者となって事業を実施する。
- ・市民が培った専門性等の特性を活かし、業務の一部を委託する。
- ・市が行う事業に市民が参画し一定の役割を担ってもらう。
- ・市が管理する公共施設等を市民が管理するなど、市民とのさまざまな連携の可能性を探ります。

(4) 市民参加や連携につながる積極的な支援を行うこと。

市民がそれぞれの役割と責任を果たしながら公益的活動を主体的に展開している事業については、市は、後援を行うなど、積極的に支援していきます。

さらに、活動の場の提供や備品等の貸し付けなど、市民の活動を支援することも行います。

また、市民活動において育成が必要な場合は、補助・助成といった支援も考えられます。

以上の4つの基本姿勢によって各事業に取り組み、市民とともにまちづくりに係る課題を解決し、基本構想の実現に向けて取り組んでいきます。

6 協働推進の進行管理

市では、行政評価制度を活用し、仕事の振り返りを行っています。前述のとおり、協働は特定の施策だけでなく、その事業内容に応じた協働の形態を取り入れています。協働はすべての事業に共通する視点であることから、この視点が各事業に活かされたかどうかについて、この行政評価の仕組みの中で毎年度振り返ることが、成果を計る上で有効となります。

評価の段階においても、以下の4つの基本姿勢に沿って振り返ることとします。

- (1) 市民に対し、事業への参加や連携につながる適切な情報提供を行ったか。
- (2) 事業を行うにあたり、より多くの市民参加の機会を設けたか。
- (3) 事業を行うにあたり、より多くの市民との連携を図ったか。
- (4) 市民参加や連携につながる積極的な支援を行ったか。

この振り返りにより、市と市民がそれぞれの役割を果たすため、さらに適した協働のあり方について、職員が「考え」、「気づく」ことが重要となります。

7 協働の情報共有化

市の行政評価制度は、仕事や課題の情報を客観的に整理する仕組みでもあります。

外部評価や評価結果の公表等によって、市民と共に、協働の取り組みのまちづくりの成果を考える材料・機会としていきます。

8 協働をより推進するために

市は、協働をより推進するために、引き続き4つの基本姿勢をもって事業にあたるとともに、以下の施策について取り組んでいきます。

(1) 職員の協働への取り組みの推進

既存事業に、より協働の形態を取り入れ、協働の意義について、職員の理解が深まる仕組みづくりを推進します。

(2) 市民の協働意識の醸成

市民の地域活動に参加する意欲ややりがいを尊重するとともに、協働の意義や理解を広めるなど、市民の協働意識の醸成に努めます。

(3) 市民のネットワークの構築

さまざまな主体間の協働を推進するため、相互の理解と交流の場を創出し、連携する仕組みを検討していきます。



東大和市市民協働推進会議設置要綱

(設置)

第1条 東大和市における市民協働のまちづくりに係る各種施策を総合的に推進するため、東大和市市民協働推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 市民と行政との協働の推進に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 会議は、子ども生活部長、企画財政部副参事、防災安全課長、産業振興課長、市民部副参事、青少年課長、市民生活課長、福祉推進課長、環境課長、都市計画課長、学校教育課長、社会教育課長及び中央公民館長の職にある者をもって組織する。

2 会議に専門的見地から助言を行う者としてアドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、会長は子ども生活部長の職にある者を充て、副会長は委員の互選とする。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 会議は、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども生活部市民生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

東大和市市民協働推進会議委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
会 長	榎 本 豊
副会長	総務部参事 (防災安全課長) 鈴 木 俊 雄
委 員	企画財政部副参事 (自治基本条例制定担当) 五 十 嵐 孝 雄
	産業振興課長 乙 幡 正 喜
	市民部副参事 (観光推進担当) 小 川 泉
	青少年課長 中 村 修
	市民生活課長 田 村 美 砂
	福祉推進課長 尾 又 斉 夫
	環境課長 関 田 孝 志
	都市計画課長 神 山 尚
	学校教育課長 岩 本 尚 史
	社会教育課長 村 上 敏 彰
中央公民館長 福 島 啓 二	
アドバイザー	行政アドバイザー 大 崎 映 二

東大和市市民協働推進会議設置要綱第3条

東大和市市民協働推進会議開催経過

回 数	開 催 日	審 議 内 容
第1回	平成26年 5月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選出 ・本会議の目的等について ・今後の進め方について
第2回	平成26年 6月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働実態調査(案)の内容について ・情報交換
第3回	平成26年 7月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の取り組み状況調査の結果についての説明 ・市民協働の指針内容についての意見交換
第4回	平成26年 8月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の指針内容についての意見交換
第5回	平成26年 9月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の指針内容についての意見交換
第6回	平成26年10月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の指針内容についての意見交換
第7回	平成26年11月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の指針内容についての意見交換
第8回	平成26年12月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の指針内容についての意見交換

編集・発行 東大和市 子ども生活部 市民生活課 市民協働係
東大和市中中央3丁目930番地
電話042(563)2111 内線1711
印 刷 東大和市 子ども生活部 市民生活課 市民協働係

